

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和元年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人社団恵 愛会 老人保健施設 希望の園	広島市安佐南区八木 五丁目 16 番 2 号	名称	医療法人社団恵愛会 介護老人保健施設 希望の園
病院	医療法人ピーア イエー 老人保健施設 まいえ	広島市佐伯区坪井三 丁目 818 番地 1	名称	医療法人ピーアイ エー 介護老人保健施設 まいえ